

議案第 1 号 丸亀市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

【内容】

丸亀市地域公共交通活性化協議会規約第 6 条第 6 項において、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項については、道路運送法第 9 条第 4 項に定める構成員にて協議を行うと定めていますが、今回その協議を行う会議体を「運賃協議会」と称し、また、その協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図る観点から、開催を要しない軽微な事案について定め、あらかじめ規約に記載することといたしたい。

(参考) 道路運送法第 9 条第 4 項に定める構成員

- ・市町村又は都道府県
- ・当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・地方運輸局長
- ・市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

丸亀市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 丸亀市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議を行うために設置する。

（所管事務）

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。

- （1）地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （3）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- （5）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （6）生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の定数は25人以内とし、市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。辞任又は増員による任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選によって決める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 第2条第4号のうち、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項については、道路運送法第9条第4項に定める構成員にて協議を行う。~~こととし、運賃協議会と称する。~~

第6条の2 前条第6項に規定する運賃等に関する事項のうち、次に掲げる軽微な事項については、運賃協議会の開催を要しない。

(1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設・変更、路線の付け替えまたは一部延伸があった場合であって、運賃額に変更がない場合。ただし、競合する路線がある場合または路線延長により当該路線が初めて他の市町に乗り入れする場合を除く。

(2) 定期的に行われるイベント行事等に際し、期間又は区間その他条件を付した運賃の割引を実施する場合。ただし、初回を除く。

(3) 工事等により一時的に路線等を変更する場合

(4) 新たな決済手段を追加する場合

2 前項の取扱いについては、次回の運賃協議会において報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、丸亀市都市整備部都市計画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第10条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 11 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 3 年 6 月 1 4 日から施行する。

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 6 月 2 6 日から施行する。

この規約は、令和 8 年 6 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

法第6条第2項に規定される 構成員（規約の区分）			所属団体等
1	1号	地方公共団体	丸亀市都市整備部
2	2号	公共交通事業者等 道路管理者 港湾管理者 その他地域公共交通計 画に定めようとする事 業を実施すると見込ま れる者	琴参バス株式会社
3			琴参バス労働組合
4			本島汽船株式会社
5			備讃フェリー株式会社
6			四国旅客鉄道株式会社
7			高松琴平電気鉄道株式会社
8			丸亀タクシー組合
9			特定非営利活動法人 石の里広島
10			国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所
11			香川県中讃土木事務所
12			丸亀市都市整備部建設課
13	3号	公安委員会	丸亀警察署
14		地域の公共交通の利用者	丸亀市コミュニティ協議会連合会
15			丸亀市老人クラブ連合会
16			丸亀市身体障害者福祉連合協会
17			丸亀市民生委員児童委員協議会連合会
18			公募委員
19			公募委員
20		学識経験者	香川高等専門学校建設環境工学科
21		その他市が必要と認める者	国土交通省四国運輸局交通政策部交通企画課
22			香川県交流推進部交通政策課
23			丸亀市観光協会
24			丸亀商工会議所
25			丸亀市P T A連絡協議会

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

丸亀市地域公共交通計画の評価等結果（令和6年4月～令和7年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
公共交通の利用者数： 4,102.3千人/年（2019年度）→4,070千人/年（2025年度）	・移動ニーズに応じた交通手段の導入 ・事業者間連携、広域連携の強化 ・将来を見据えた戦略的な路線の見直し ・移動を支える担い手の確保 ・ターゲットを絞った利用促進の実施 ・乗り方教室等、利用意識の啓発 ・公共交通マップ、乗継時刻表の作成 ・キャッシュレス決済の導入 ・商業施設等への乗り入れの促進 ・待合環境・乗継環境の整備 ・安全、安心の確保に向けた取組の推進 ・乗務員の接遇、マナー研修の実施 ・インターネット等を活用した情報提供の推進 ・観光など他分野と連携した情報発信の強化	鉄道、航路、路線バス、コミュニティバス（路線の見直しにより代替交通が導入された場合はその代替交通も含む）の年間利用者数	・4,013,600人（2025年度） ・利用促進施策の効果によりコロナ過より回復傾向にあるが、目標値を達成することはできなかった。	・乗降調査、混雑状況把握システムにより、利用状況を数値化し路線等の再検討を行い運行効率化をはかっていく。 ・商業施設への乗り入れについて検討する。 ・地域の移動ニーズや利用状況等を踏まえデマンド実証実験を実施する。 ・市町をまたぐ移動について、近隣市町と連携を強化し、協議を続ける。 ・75歳以上の高齢者の運賃を無料にするほか、毎月20日を運賃無料デーとし、公共交通の利用促進を図る。 ・市内小学校においてモビリティマネジメント教育を実施し、公共交通機関を利用するきっかけづくりに努める。 ・サイクル&ライド事業に取り組む。 ・第二次丸亀市公共交通計画に基づいて事業を実施する。	
自動車の交通手段分担率：71%（2015年）→70%以下（2025年）		全交通手段のトリップ数に占める自動車の割合	・75.4%（2020年度）※ ・公共交通利用の回復が進む一方で、自動車への依存が依然強く、モーダルシフトの促進が課題である。	・75歳以上の高齢者の運賃を無料にするほか、毎月20日を運賃無料デーとし、公共交通の利用促進を図る。 ・市内小学校においてモビリティマネジメント教育を実施し、公共交通機関を利用するきっかけづくりに努める。	※国勢調査の通勤・通学における交通手段データを基に、市内居住者の交通分担率として整理

バス等に係る財政支出状況：101,533千円（2019年）→現状以下（2025年度）	路線バス、コミュニティバス（路線の見直しにより代替交通が導入された場合はその代替交通も含む）に対して支出している補助金の総額	・128,726千円（2025年度） ・増加傾向にあり、人件費や燃料費など運行を維持するための経費増が影響している。	・運行経費の増加はやむを得ないが、引き続き公共交通計画に基づき、利用促進施策や利便性の向上による収入の増加と、運行の効率化による経費削減に努める。	
バス等の収支率：21.4%（2019年度）→30.0%（2025年度）	路線バス、コミュニティバス（路線の見直しにより代替交通が導入された場合はその代替交通も含む）の収支率	・24.1%（2025年度） ・前年度より1.5%改善したもの、目標値を達成することはできなかった。	・運賃収入の増加を図るため、商業・観光施設の乗り入れを検討するなど、利便性向上に努める。 ・乗降調査、混雑状況把握システムの導入により、バス利用状況を数値化し路線等の再検討を行い運行効率化をはかっていく。	

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（〇年〇月～〇年〇月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「－」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料と1

丸亀市地域公共交通計画 成果指標

①公共交通の利用者数

2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
4,102,300人	3,353,200人	3,309,700人	3,683,700人	3,885,600人	3,942,900人	(目標値:4,070,000人) 4,013,600人

②自動車の交通手段分担率

2015(平成27)年度	2025(令和7)年度
71%	(目標値:70%以下) 75.4%(2020年)

③バス等に係る財政支出状況

2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
101,533千円	101,934千円	102,034千円	105,294千円	112,854千円	138,624千円	(目標値:101,533千円以下) 128,726千円

④バス等の収支率

2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
21.4%	17.5%	18.0%	18.6%	21.0%	22.6%	(目標値:30.0%) 24.1%

令和7年度丸亀市地域公共交通活性化協議会決算書（案）

（歳入）

（単位：円）

費目	予算額	決算額	差額	備考
負担金	9,196,000	9,196,000	0	市負担金
補助金	14,953,000	12,495,000	△ 2,458,000	国庫補助金（地域内フィーダー系統8,473千円、地域公共交通計画改定4,022千円）
繰越金	31	31	0	
雑入	1,430	1,684	254	市より手数料、利息
計	24,150,461	21,692,715	△ 2,457,746	

（歳出）

（単位：円）

費目	予算額	決算額	差額	備考
事務費	1,430	1,430	0	振込手数料
事業費	9,196,000	9,196,000	0	地域公共交通計画改定業務委託
	1,577,000	0	△ 1,577,000	本島コミュニティバス
	4,677,000	4,083,000	△ 594,000	綾歌宇多津線
	4,677,000	4,390,000	△ 287,000	丸亀東線
返還金	4,022,000	4,022,000	0	市に返還
計	24,150,430	21,692,430	△ 2,458,000	

（歳入）21,692,715円－（歳出）21,692,430円＝285円…次年度繰越

会計監査報告

丸亀市地域公共交通活性化協議会規約第 10 条の規定に基づき、令和 7 年度丸亀市地域公共交通活性化協議会における収支決算書に関する関係諸帳簿及び証拠書類等について監査したところ、いずれも適正に処理されていることを認め、ここに報告いたします。

令和 8 年 4 月 30 日

丸亀市地域公共交通活性化協議会
会 長 宮崎 耕輔 様

監査 香川県交流推進部交通政策課長

岡 洋 樹

会計監査報告

丸亀市地域公共交通活性化協議会規約第 10 条の規定に基づき、令和 7 度丸亀市地域公共交通活性化協議会における収支決算書に関する関係諸帳簿及び証拠書類等について監査したところ、いずれも適正に処理されていることを認め、ここに報告いたします。

令和 8 年 4 月 28 日

丸亀市地域公共交通活性化協議会
会 長 宮崎 耕輔 様

監査 丸亀市都市整備部建設課長

松江 康平 

令和8年度丸亀市地域公共交通活性化協議会予算書（案）

（歳入）（単位：円）

費目	予算額	備考
補助金	8,473,000	国庫補助金（地域内フィーダー系統）
繰越金	285	
雑入	550	市より
計	8,473,835	

（歳出）（単位：円）

費目	予算額	備考
事務費	550	振込手数料
事業費	1,499,000	本島コミュニティバス
	3,360,000	綾歌宇多津線
	3,614,000	丸亀東線
計	8,473,550	

（歳入）8,473,835円－（歳出）8,473,550円＝285円…次年度繰越

議案第 6 号 地域公共交通確保維持改善事業

令和 8 年度 UD タクシー車両導入に係る生活交通改善事業計画について

【内容】

タクシー事業者において国庫補助制度を活用しユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）を導入する場合、協議会の議論を経て「生活交通改善事業計画」を策定し、国へ申請する必要があります。

今年度、市内の琴参タクシー、四国タクシーにおいて 4 台ずつ UD タクシーの導入を予定しておりますことから事業にかかる計画についてお諮りします。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和8年6月15日

（名称）丸亀市地域公共交通活性化協議会

（代表者名）会長 宮崎 耕輔

1. 生活交通改善事業計画の名称

UD タクシー車両導入計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

今後、高齢化社会の進展や障がい者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中でドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の果たす役割は大きくなると考えられる。そのため、地域内の UD タクシー車両を増加させることによりタクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

今後の高齢化社会に向けて、より一層のタクシー車両のバリアフリー化が求められている。本事業を通して、さらなるタクシー車両のバリアフリー化を促進していくことを目標とする。

（2）事業の効果

UD タクシー車両が増加することで、移動の円滑化が図られ、要介護者等が快適に外出できるようになる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）※具体的に記載すること。

UD タクシー車両 レベル1（3台）、レベル準1（1台）：四国タクシー（株）

UD タクシー車両 レベル1（2台）、レベル準1（2台）：琴参タクシー（株）

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）

四国タクシー（株） 身体：1割 知的：1割 精神：1割

琴参タクシー（株） 身体：1割 知的：1割 精神：1割

（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉

該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

該当なし

〈バスターミナルに係る事業〉

該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和8年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UD タクシー車 両導入（スロー プ付き） ※ 四国タクシー（株）	11,686 千円 100%	2,200 千円 18.8%	0 円 0%	0 円 0%	9,486 千円 81.2%
UD タクシー車 両導入（スロー プ付き） ※ 琴参タクシー（株）	10,710 千円 100%	2,000 千円 18.7%	0 円 0%	0 円 0%	8,710 千円 81.3%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和8年度				令和9年度				令和10年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UD タクシー車両 導入（スロープ付 き車両）	交付決定後着手  2月28日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

令和8年6月15日 令和8年度第1回丸亀市地域公共交通活性化協議会を開催
令和8年度地域公共交通確保維持改善事業 UD タクシー車両導入に係る生活交通改善事業計画について協議

8. 利用者等の意見の反映

計画策定にあたっては公募委員など利用者等を構成員とする協議会において意見を聴取し反映している。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	香川県
関係市区町村	
交通事業者・交通施設管理者等	琴参バス(株)、丸亀タクシー組合、NP0 法人石の里広島、本島汽船(株)、備讃フェリー(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、香川河川国道事務所、丸亀警察署、香川県、丸亀市
地方運輸局	四国運輸局
その他協議会が必要と認める者	香川高等専門学校教授、丸亀市コミュニティ協議会連合会、丸亀市老人クラブ連合会、丸亀市身体障害者福祉連合協会、丸亀市民生委員、児童委員協議会連合会、公募委員、丸亀市観光協会、丸亀商工会議所、丸亀市 PTA 連絡協議会

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 丸亀市大手町二丁目4番21号
(所 属) 都市整備部都市計画課
(氏 名) 真鍋 麻子
(電 話) 0877-24-8812
(e-mail) keikaku-t@city.marugame.lg.jp

議案第 5 号 地域公共交通確保維持改善事業

令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

【内容】

地域公共交通を維持・確保するためには、国の地域内フィーダー系統確保維持費補助金の活用が不可欠であり、その申請にあたっては、協議会において協議を調える必要があります。

本島コミュニティバスと、丸亀コミュニティバスの綾歌宇多津線、丸亀東線の 3 系統の令和 9 年度における地域内フィーダー系統計画の内容についてお諮りします。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

自家用有償旅客運送の本島コミュニティバスは、航路と連携しながら離島本島内の移動を担っており、島民の買い物や通院、通学などの日常生活に必要な移動を支える交通手段として機能しています。

陸地部に関しては市外及び県外へ通じるJRと琴平電鉄が東西に走っており、バスはこれらの幹線交通に通じる支線としての役割を果たしている。そのうちフィーダー系統の綾歌宇多津線及び丸亀東線は幹線系統の丸亀垂水線、丸亀西線、レオマ宇多津線と接続し、主要な公共施設や学校、商業施設、病院等を経由することで市内における生活移動を担っている。

しかしながら、自家用車の普及や人口減少により、路線維持を維持するのは厳しい状況にある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、本島コミュニティバス、丸亀コミュニティバスの綾歌宇多津線及び丸亀東線を確保、維持し、市民の福祉の向上と活性化を資するため生活交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(本島コミュニティバス)

利用者数を 4,380 人以上 (令和7年度実績 4,193 人) とする。

1 便あたり 2 人以上を目指す

(綾歌宇多津線)

利用者数を 37,600 人以上 (令和7年度実績 37,561 人) とする。

(丸亀東線)

利用者数を 37,200 人以上 (令和7年度実績 37,162 人) とする。

(2) 事業の効果

本島コミュニティバスについては、陸地部への公共交通ネットワークと連携することで、島民の通院、買い物などの交通手段になり、高齢者などの外出機会の確保・創出につながる。

綾歌宇多津線、丸亀東線は維持することにより、学生や車を持たない高齢者の移動手段が確保される。また、幹線、支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が確保される。

また、陸地部、島しょ部ともに、交通空白地域を少しでも減少でき、外出促進、地域活性化にもつながることが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・乗降調査、混雑状況把握システムを活用し、利便性向上のため路線や時刻の調整を行い、より市民のニーズに沿うような路線を検討する。(事業者、丸亀市) ・「丸亀市高齢者運転免許証自主返納支援事業」の実施に伴い、自主返納者のコミュニティバス運賃半額制度について、あわせて周知し利用促進を図る。(丸亀市) ・高齢者の外出促進のため、75 歳以上の高齢者の運賃を無料とする。(丸亀市) ・毎月 20 日を運賃無料デーとし、バスの利用促進を図る。(丸亀市) ・小学生を対象にしたモビリティマネジメント教育を実施する。(丸亀市) ・新市民会館（建設中）の北側にシビックロータリーを整備し、待合環境や乗継環境を良くすることで利用促進を図る。(丸亀市) ・クーポン付き乗車券の発行やサイクルアンドバスライドの導入などターゲットを絞った利用促進事業に取り組む。(事業者、丸亀市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
(本島コミュニティバス) 運行事業者と業務委託契約を締結しており、委託料として負担している。 令和 8 年度 ¥10,928,750.- (見込) (綾歌宇多津線・丸亀東線) 丸亀市から運行事業者への補助金額については、丸亀市コミュニティバス路線維持費補助金交付要綱に基づき交付している。令和 8 年度 ¥12,412,000- (見込)
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値目標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年6月15日 令和8年度第1回丸亀市地域公共交通活性化協議会（書面）を開催 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
計画策定にあたっては公募委員など利用者等を構成員とする協議会において意見を聴取し反映している。

※綾歌宇多津線及び丸亀東線は、宇多津町を一部運行しているが、主に丸亀市の住民の生活交通として必要であり、また、宇多津町は費用負担をしていないため、交通計画に綾歌宇多津線及び丸亀東線の位置づけは行っていない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
 (所 属) 都市整備部都市計画課
 (氏 名) 真鍋 麻子
 (電 話) 0877-24-8812
 (e-mail) keikaku-t@city.marugame.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名	市区町村名	協議会名
香川県	丸亀市	丸亀市地域公共交通活性化協議会

年度
令和 9 年度

[illegible]

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
香川県	丸亀市	丸亀市地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	71,931 人
交通不便地域等（人）	465 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
465 人	本島、牛島、広島、手島、小手島	離島振興法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

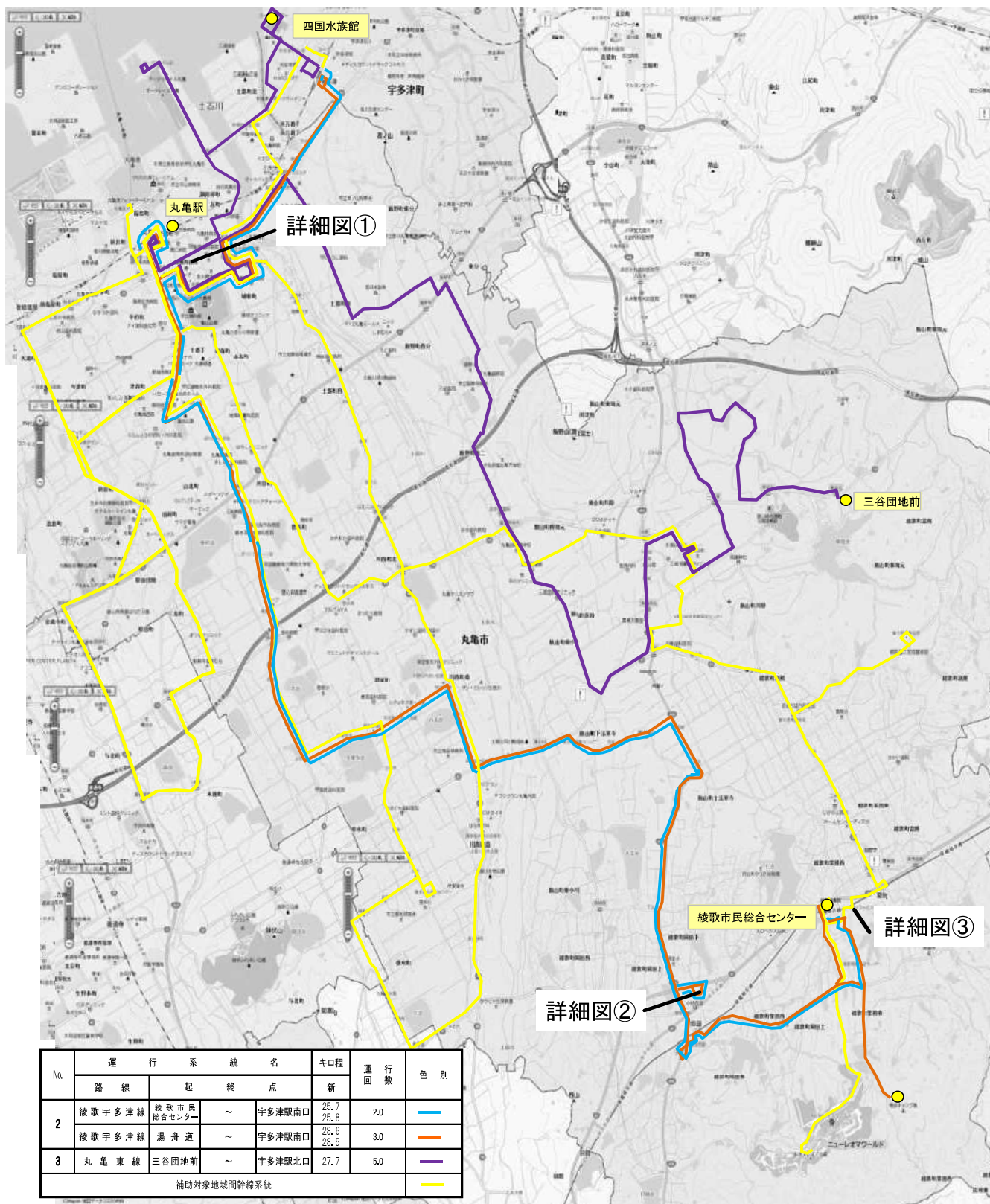
計画名	策定年月日	特例適用開始年度

令和9年度地域公共交通確保維持事業による運行系統図
(申請番号1 本島コミュニティバス)

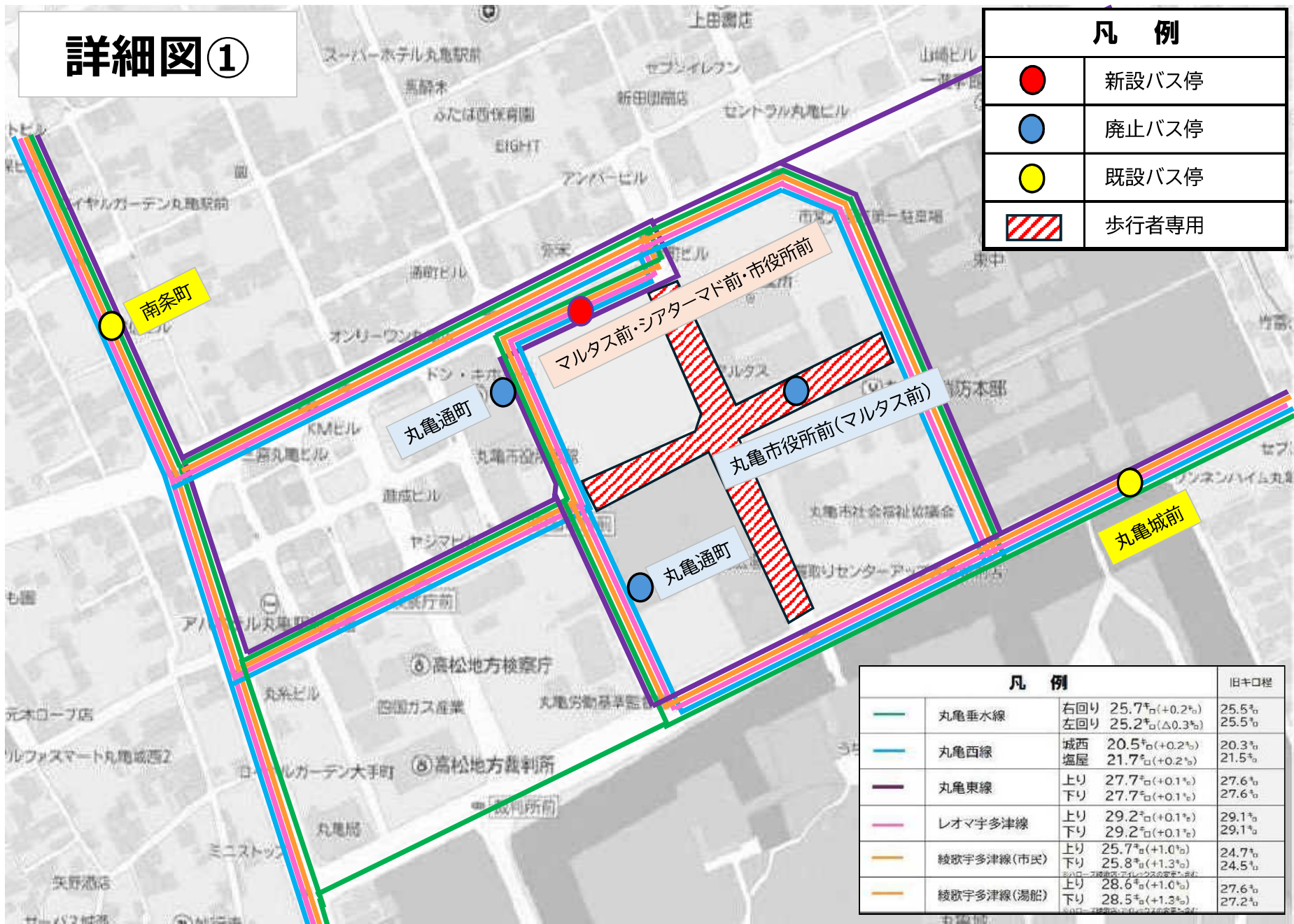


凡 例	
	運行経路
	バス停留所

R9年度地域公共交通確保維持事業による運行系統図 (申請番号2綾歌宇多津線・申請番号3丸亀東線)



詳細図①



凡 例	
●	新設バス停
●	廃止バス停
●	既設バス停
	歩行者専用

凡 例				旧キロ程
	丸亀垂水線	右回り	25.7 ^{±0} (+0.2%)	25.5 ^{±0}
		左回り	25.2 ^{±0} (Δ0.3%)	25.5 ^{±0}
	丸亀西線	城西	20.5 ^{±0} (+0.2%)	20.3 ^{±0}
		塩屋	21.7 ^{±0} (+0.2%)	21.5 ^{±0}
	丸亀東線	上り	27.7 ^{±0} (+0.1%)	27.6 ^{±0}
		下り	27.7 ^{±0} (+0.1%)	27.6 ^{±0}
	レオマ宇多津線	上り	29.2 ^{±0} (+0.1%)	29.1 ^{±0}
		下り	29.2 ^{±0} (+0.1%)	29.1 ^{±0}
	綾歌宇多津線(市民)	上り	25.7 ^{±0} (+1.0%)	24.7 ^{±0}
		下り	25.8 ^{±0} (+1.3%)	24.5 ^{±0}
	綾歌宇多津線(湯船)	上り	28.6 ^{±0} (+1.0%)	27.6 ^{±0}
		下り	28.5 ^{±0} (+1.3%)	27.2 ^{±0}

綾歌宇多津線 運行ルート



丸亀東線 運行ルート

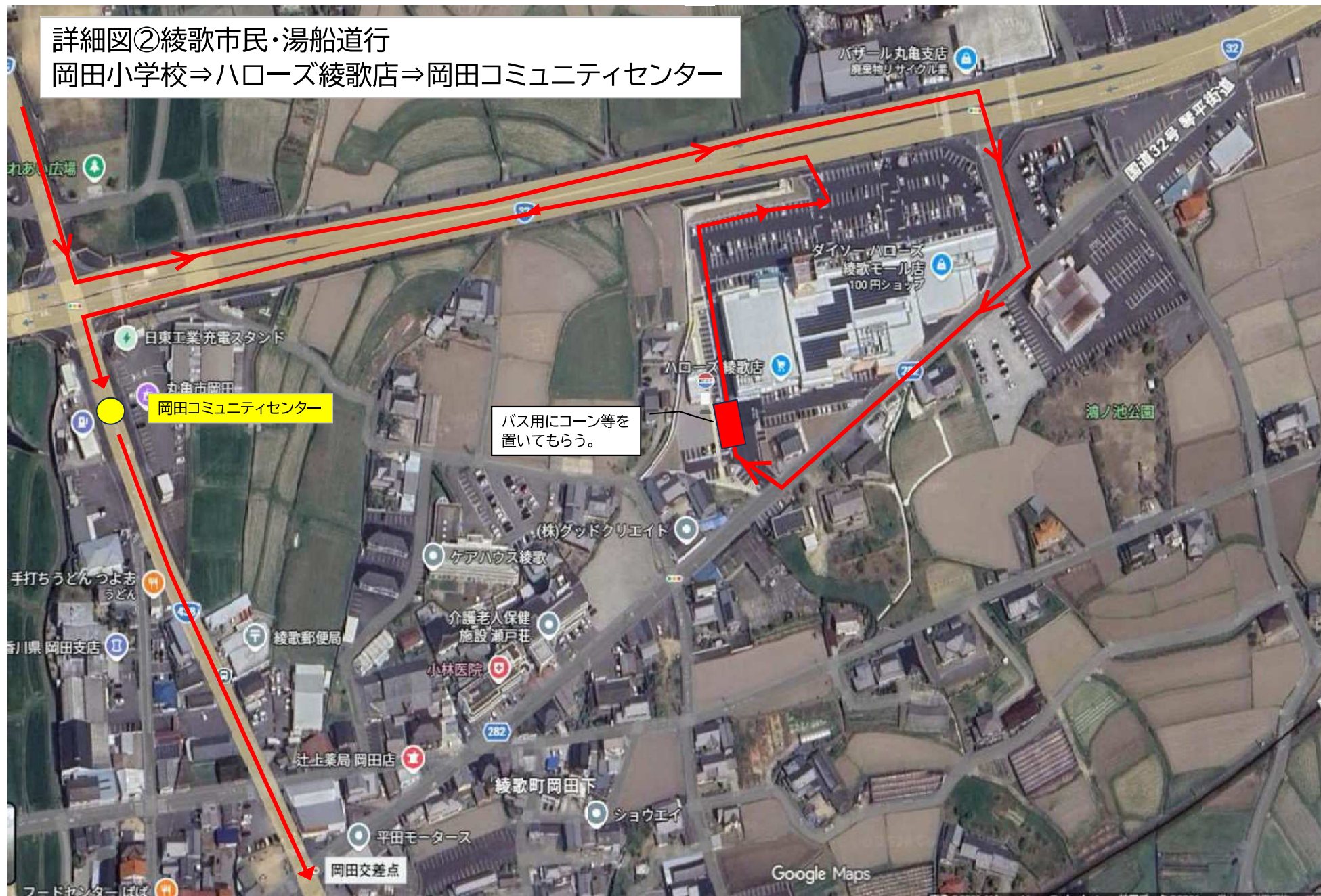
The map shows the Marugame Higashi Line routes. A solid purple line indicates the downward route from Nanjocho to Marugame City, and a dashed purple line indicates the upward route from Marugame City to Nanjocho. The routes are marked with yellow circles at Nanjocho and Marugame City, and blue circles at intermediate stops. A red hatched area marks the transfer point at Marugame City. The legend in the bottom right corner explains the line styles and directions.

凡 例	
—	南条町→マルタス前・シアターマド前・市役所前→丸亀城前 (下り・三谷団地方面行)
- - -	丸亀城前→マルタス前・シアターマド前・市役所前→南条町 (上り・宇多津方面行)

凡 例	
—	南条町→マルタス前・シアターマド前・市役所前→丸亀城前 (下り・三谷団地方面行)
---	丸亀城前→マルタス前・シアターマド前・市役所前→南条町 (上り・宇多津方面行)

— — —

詳細図②綾歌市民・湯船道行
岡田小学校⇒ハローズ綾歌店⇒岡田コミュニティセンター



詳細図②宇多津駅行

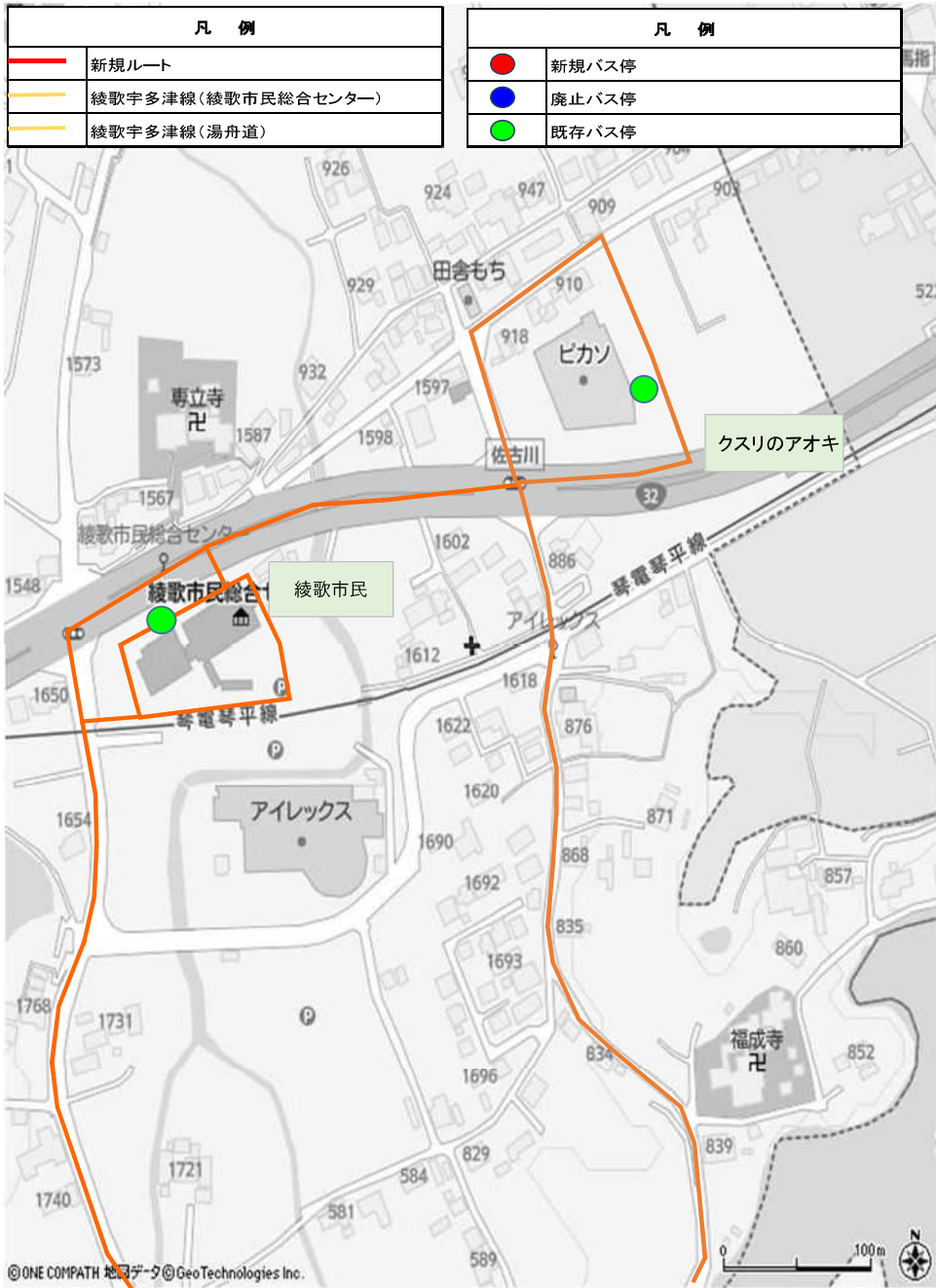
岡田コミュニティセンター⇒ハローズ綾歌店⇒岡田小学校



詳細図③ 綾歌宇多津線(新)



詳細図③ 綾歌宇多津線(旧)



申請番号 1 本島コミュニティバス停留所区間表

バス停留所名	1便・2便・3便		バス停留所名	4便・5便・6便	
	右回り			左回り	
	区間* ₀	累計km		区間* ₀	累計km
本島港	0.0	0.0	本島港	0.0	0.0
本島市民センター （診療所）	0.4	0.4	本島市民センター （診療所）	0.4	0.4
JA出張所	0.3	0.7	小学校・中学校	0.3	0.7
木烏神社	0.3	1.0	山根	0.2	0.9
小阪	0.9	1.9	甲生	0.7	1.6
大浦南	1.1	3.0	甲生口	0.2	1.8
大浦	0.4	3.4	新在家	0.2	2.0
福田東	0.6	4.0	笠島	0.8	2.8
福田	0.6	4.6	笠島港	0.3	3.1
福田西	0.2	4.8	屋釜	2.0	5.1
尻浜	0.7	5.5	大浦北	1.3	6.4
生ノ浜	0.6	6.1	福田東	0.5	6.9
尻浜	0.6	6.7	福田	0.6	7.5
福田西	0.7	7.4	福田西	0.2	7.7
福田	0.2	7.6	尻浜	0.7	8.4
福田東	0.6	8.2	生ノ浜	0.6	9.0
大浦北	0.5	8.7	尻浜	0.6	9.6
屋釜	1.3	10.0	福田西	0.7	10.3
笠島港	2.0	12.0	福田	0.2	10.5
笠島	0.3	12.3	福田東	0.6	11.1
新在家	0.8	13.1	大浦	0.6	11.7
甲生口	0.2	13.3	大浦南	0.4	12.1
甲生	0.2	13.5	小阪	1.1	13.2
山根	0.1	13.6	木烏神社	0.9	14.1
小学校・中学校	0.8	14.4	JA出張所	0.3	14.4
本島市民センター （診療所）	0.3	14.7	本島市民センター （診療所）	0.3	14.7
本島港	0.4	15.1	本島港	0.4	15.1

申請番号 2 綾歌宇多津線停留所区間表（新）

主系統【宇多津駅南口～綾歌保健福祉センター】

副系統【宇多津駅南口～湯舟道】

下り			上り			下り			上り		
バス停留所名	区間km	累計km	バス停留所名	区間km	累計km	バス停留所名	区間km	累計km	バス停留所名	区間km	累計km
宇多津駅南口	0.0	0.0	綾歌市民総合センター	0.0	0.0	宇多津駅南口	0.0	0.0	湯舟道	0.0	0.0
ユーブラザウたづ西	0.4	0.4	アイレックス	0.4	0.4	ユーブラザウたづ西	0.4	0.4	砂子	1.0	1.0
宇夫階	0.6	1.0	綾歌保健福祉センター	1.0	1.4	宇夫階	0.6	1.0	綾歌市民総合センター	1.9	2.9
新開	0.3	1.3	長者原	1.1	2.5	新開	0.3	1.3	アイレックス	0.4	3.3
蓬萊橋	0.6	1.9	小津森	1.1	3.6	蓬萊橋	0.6	1.9	綾歌保健福祉センター	1.0	4.3
渡場	0.7	2.6	琴電岡田駅	0.2	3.8	渡場	0.7	2.6	長者原	1.1	5.4
労災病院	0.6	3.2	岡田コミュニティ	0.9	4.7	労災病院	0.6	3.2	小津森	1.1	6.5
丸亀城前	0.4	3.6	ハローズ綾歌店	1.0	5.7	丸亀城前	0.4	3.6	琴電岡田駅	0.2	6.7
市役所・シアターマド・マル タス前	0.6	4.2	岡田小学校前	0.5	6.2	市役所・シアターマド・マル タス前	0.6	4.2	岡田コミュニティ	0.9	7.6
			下土居	0.7	6.9				ハローズ綾歌店	1.0	8.6
南条町	0.7	4.9	遠田	1.0	7.9	南条町	0.7	4.9	岡田小学校前	0.5	9.1
丸亀駅	0.3	5.2	下法軍寺	0.6	8.5	丸亀駅	0.3	5.2	下土居	0.7	9.8
南条町	0.3	5.5	四反地	0.4	8.9	南条町	0.3	5.5	遠田	1.0	10.8
城西小学校前	0.3	5.8	南コミュニティセンター	0.3	9.2	城西小学校前	0.3	5.8	切池	0.6	11.4
丸亀高校	0.2	6.0	日吉	0.6	9.8	丸亀高校	0.2	6.0	四反地	0.4	11.8
中府町	0.7	6.7	東小川児童センター	0.9	10.7	中府町	0.7	6.7	南コミュニティセンター	0.3	12.1
蓮池公園	0.5	7.2	五反地	0.3	11.0	蓮池公園	0.5	7.2	日吉	0.6	12.7
ぽかぽか温泉前	0.6	7.8	中北自治会館前	0.6	11.6	ぽかぽか温泉前	0.6	7.8	東小川児童センター	0.9	13.6
亀山学園	0.3	8.1	アイファミリークリニック前	0.3	11.9	亀山学園	0.3	8.1	五反地	0.3	13.9
三船病院	0.4	8.5	岸の上(城辰保育所通り)	0.3	12.2	三船病院	0.4	8.5	中北自治会館前	0.6	14.5
ポリテクカレッジ前	0.4	8.9	川西コミュセン南口	0.6	12.8	ポリテクカレッジ前	0.4	8.9	アイファミリークリニック前	0.3	14.8
郡家原	0.6	9.5	天然温泉 あ・くあ前	0.4	13.2	郡家原	0.6	9.5	岸の上(城辰保育所通り)	0.3	15.1
一里屋	0.3	9.8	郡家郵便局	0.5	13.7	一里屋	0.3	9.8	川西コミュセン南口	0.6	15.7
両宮	0.4	10.2	宝幢寺池	0.4	14.1	両宮	0.4	10.2	天然温泉 あ・くあ前	0.4	16.1
籠池	0.6	10.8	下所	0.4	14.5	籠池	0.6	10.8	郡家郵便局	0.5	16.6
下所	0.4	11.2	籠池	0.4	14.9	下所	0.4	11.2	宝幢寺池	0.4	17.0
宝幢寺池	0.4	11.6	両宮	0.6	15.5	宝幢寺池	0.4	11.6	下所	0.4	17.4
郡家郵便局	0.4	12.0	一里屋	0.4	15.9	郡家郵便局	0.4	12.0	籠池	0.4	17.8
天然温泉 あ・くあ前	0.5	12.5	郡家原	0.3	16.2	天然温泉 あ・くあ前	0.5	12.5	両宮	0.6	18.4
川西コミュセン南口	0.4	12.9	ポリテクカレッジ前	0.6	16.8	川西コミュセン南口	0.4	12.9	一里屋	0.4	18.8
岸の上(城辰保育所通り)	0.6	13.5	三船病院	0.4	17.2	岸の上(城辰保育所通り)	0.6	13.5	郡家原	0.3	19.1
アイファミリークリニック前	0.3	13.8	亀山学園	0.4	17.6	アイファミリークリニック前	0.3	13.8	ポリテクカレッジ前	0.6	19.7
下法軍寺	0.3	14.1	ぽかぽか温泉前	0.3	17.9	中北自治会館前	0.3	14.1	三船病院	0.4	20.1
五反地	0.6	14.7	蓮池公園	0.6	18.5	五反地	0.6	14.7	亀山学園	0.4	20.5
東小川児童センター	0.3	15.0	中府町	0.5	19.0	東小川児童センター	0.3	15.0	ぽかぽか温泉前	0.3	20.8
日吉	0.9	15.9	丸亀高校	0.7	19.7	日吉	0.9	15.9	蓮池公園	0.6	21.4
南コミュニティセンター	0.6	16.5	城西小学校前	0.2	19.9	南コミュニティセンター	0.6	16.5	中府町	0.5	21.9
四反地	0.3	16.8	南条町	0.3	20.2	四反地	0.3	16.8	丸亀高校	0.7	22.6
切池	0.4	17.2	丸亀駅	0.3	20.5	切池	0.4	17.2	城西小学校前	0.2	22.8
遠田	0.6	17.8	南条町	0.3	20.8	遠田	0.6	17.8	南条町	0.3	23.1
下土居	1.0	18.8	市役所・シアターマド・マル タス前	0.6	21.4	下土居	1.0	18.8	丸亀駅	0.3	23.4
岡田小学校前	0.7	19.5				岡田小学校前	0.7	19.5	南条町	0.3	23.7
ハローズ綾歌店	1.0	20.5	丸亀城前	0.7	22.1	ハローズ綾歌店	1.0	20.5	市役所・シアターマド・マル タス前	0.6	24.3
岡田コミュニティ	0.5	21.0	労災病院	0.4	22.5	岡田コミュニティ	0.5	21.0			
琴電岡田駅	0.9	21.9	渡場	0.6	23.1	琴電岡田駅	0.9	21.9	丸亀城前	0.7	25.0
小津森	0.2	22.1	蓬萊橋	0.7	23.8	小津森	0.2	22.1	労災病院	0.4	25.4
長者原	1.1	23.2	新開	0.6	24.4	長者原	1.1	23.2	渡場	0.6	26.0
綾歌保健福祉センター	1.1	24.3	宇夫階	0.3	24.7	綾歌保健福祉センター	1.1	24.3	蓬萊橋	0.7	26.7
アイレックス	1.0	25.3	ユーブラザウたづ西	0.6	25.3	アイレックス	1.0	25.3	新開	0.6	27.3
綾歌市民総合センター	0.5	25.8	宇多津駅南口	0.4	25.7	綾歌市民総合センター	0.5	25.8	宇夫階	0.3	27.6
						砂子	1.7	27.5	ユーブラザウたづ西	0.6	28.2
						湯舟道	1.0	28.5	宇多津駅南口	0.4	28.6

申請番号 2 綾歌宇多津線停留所区間表（旧）

主系統【宇多津駅南口～綾歌保健福祉センター】

副系統【宇多津駅南口～湯舟道】

下り			上り			下り			上り		
バス停留所名	区間km	累計km	バス停留所名	区間km	累計km	バス停留所名	区間km	累計km	バス停留所名	区間km	累計km
宇多津駅南口	0.0	0.0	綾歌市民総合センター	0.0	0.0	宇多津駅南口	0.0	0.0	湯舟道	0.0	0.0
ユーブラザウたづ西	0.4	0.4	ピカソこんびら街道店	0.6	0.6	ユーブラザウたづ西	0.4	0.4	砂子	1.0	1.0
宇夫階	0.6	1.0	綾歌保健福祉センター	1.1	1.7	宇夫階	0.6	1.0	綾歌市民総合センター	1.9	2.9
新開	0.3	1.3	長者原	1.1	2.8	新開	0.3	1.3	ピカソこんびら街道店	0.6	3.5
蓬萊橋	0.6	1.9	小津森	1.1	3.9	蓬萊橋	0.6	1.9	綾歌保健福祉センター	1.1	4.6
渡場	0.7	2.6	琴電岡田駅	0.2	4.1	渡場	0.7	2.6	長者原	1.1	5.7
労災病院	0.6	3.2	岡田コミュニティ	0.9	5.0	労災病院	0.6	3.2	小津森	1.1	6.8
丸亀城前	0.4	3.6	岡田小学校前	0.3	5.3	丸亀城前	0.4	3.6	琴電岡田駅	0.2	7.0
丸亀市役所前(マルタス前)	0.3	3.9	下土居	0.7	6.0	丸亀市役所前(マルタス前)	0.3	3.9	岡田コミュニティ	0.9	7.9
丸亀通町	0.5	4.4	遠田	1.0	7.0	丸亀通町	0.5	4.4	岡田小学校前	0.3	8.2
南条町	0.4	4.8	下法軍寺	0.6	7.6	南条町	0.4	4.8	下土居	0.7	8.9
丸亀駅	0.3	5.1	四反地	0.4	8.0	丸亀駅	0.3	5.1	遠田	1.0	9.9
南条町	0.3	5.4	南コミュニティセンター	0.3	8.3	南条町	0.3	5.4	切池	0.6	10.5
城西小学校前	0.3	5.7	日吉	0.6	8.9	城西小学校前	0.3	5.7	四反地	0.4	10.9
丸亀高校	0.2	5.9	東小川児童センター	0.9	9.8	丸亀高校	0.2	5.9	南コミュニティセンター	0.3	11.2
中府町	0.7	6.6	五反地	0.3	10.1	中府町	0.7	6.6	日吉	0.6	11.8
蓮池公園	0.5	7.1	中北自治会館前	0.6	10.7	蓮池公園	0.5	7.1	東小川児童センター	0.9	12.7
ぽかぽか温泉前	0.6	7.7	アイファミリークリニック前	0.3	11.0	ぽかぽか温泉前	0.6	7.7	五反地	0.3	13.0
亀山学園	0.3	8.0	岸の上(城辰保育所通り)	0.3	11.3	亀山学園	0.3	8.0	中北自治会館前	0.6	13.6
三船病院	0.4	8.4	川西コミュセン南口	0.6	11.9	三船病院	0.4	8.4	アイファミリークリニック前	0.3	13.9
ポリテクカレッジ前	0.4	8.8	天然温泉 あ・くあ前	0.4	12.3	ポリテクカレッジ前	0.4	8.8	岸の上(城辰保育所通り)	0.3	14.2
郡家原	0.6	9.4	郡家郵便局	0.5	12.8	郡家原	0.6	9.4	川西コミュセン南口	0.6	14.8
一里屋	0.3	9.7	宝幢寺池	0.4	13.2	一里屋	0.3	9.7	天然温泉 あ・くあ前	0.4	15.2
両宮	0.4	10.1	下所	0.4	13.6	両宮	0.4	10.1	郡家郵便局	0.5	15.7
籠池	0.6	10.7	籠池	0.4	14.0	籠池	0.6	10.7	宝幢寺池	0.4	16.1
下所	0.4	11.1	両宮	0.6	14.6	下所	0.4	11.1	下所	0.4	16.5
宝幢寺池	0.4	11.5	一里屋	0.4	15.0	宝幢寺池	0.4	11.5	籠池	0.4	16.9
郡家郵便局	0.4	11.9	郡家原	0.3	15.3	郡家郵便局	0.4	11.9	両宮	0.6	17.5
天然温泉 あ・くあ前	0.5	12.4	ポリテクカレッジ前	0.6	15.9	天然温泉 あ・くあ前	0.5	12.4	一里屋	0.4	17.9
川西コミュセン南口	0.4	12.8	三船病院	0.4	16.3	川西コミュセン南口	0.4	12.8	郡家原	0.3	18.2
岸の上(城辰保育所通り)	0.6	13.4	亀山学園	0.4	16.7	岸の上(城辰保育所通り)	0.6	13.4	ポリテクカレッジ前	0.6	18.8
アイファミリークリニック前	0.3	13.7	ぽかぽか温泉前	0.3	17.0	アイファミリークリニック前	0.3	13.7	三船病院	0.4	19.2
下法軍寺	0.3	14.0	蓮池公園	0.6	17.6	中北自治会館前	0.3	14.0	亀山学園	0.4	19.6
五反地	0.6	14.6	中府町	0.5	18.1	五反地	0.6	14.6	ぽかぽか温泉前	0.3	19.9
東小川児童センター	0.3	14.9	丸亀高校	0.7	18.8	東小川児童センター	0.3	14.9	蓮池公園	0.6	20.5
日吉	0.9	15.8	城西小学校前	0.2	19.0	日吉	0.9	15.8	中府町	0.5	21.0
南コミュニティセンター	0.6	16.4	南条町	0.3	19.3	南コミュニティセンター	0.6	16.4	丸亀高校	0.7	21.7
四反地	0.3	16.7	丸亀駅	0.3	19.6	四反地	0.3	16.7	城西小学校前	0.2	21.9
切池	0.4	17.1	南条町	0.3	19.9	切池	0.4	17.1	南条町	0.3	22.2
遠田	0.6	17.7	丸亀通町	0.4	20.3	遠田	0.6	17.7	丸亀駅	0.3	22.5
下土居	1.0	18.7	丸亀市役所前(マルタス前)	0.5	20.8	下土居	1.0	18.7	南条町	0.3	22.8
岡田小学校前	0.7	19.4	丸亀城前	0.3	21.1	岡田小学校前	0.7	19.4	丸亀通町	0.4	23.2
岡田コミュニティ	0.3	19.7	労災病院	0.4	21.5	岡田コミュニティ	0.3	19.7	丸亀市役所前(マルタス前)	0.5	23.7
琴電岡田駅	0.9	20.6	渡場	0.6	22.1	琴電岡田駅	0.9	20.6	丸亀城前	0.3	24.0
小津森	0.2	20.8	蓬萊橋	0.7	22.8	小津森	0.2	20.8	労災病院	0.4	24.4
長者原	1.1	21.9	新開	0.6	23.4	長者原	1.1	21.9	渡場	0.6	25.0
綾歌保健福祉センター	1.1	23.0	宇夫階	0.3	23.7	綾歌保健福祉センター	1.1	23.0	蓬萊橋	0.7	25.7
ピカソこんびら街道店	0.9	23.9	ユーブラザウたづ西	0.6	24.3	ピカソこんびら街道店	0.9	23.9	新開	0.6	26.3
綾歌市民総合センター	0.6	24.5	宇多津駅南口	0.4	24.7	綾歌市民総合センター	0.6	24.5	宇夫階	0.3	26.6
						砂子	1.7	26.2	ユーブラザウたづ西	0.6	27.2
						湯舟道	1.0	27.2	宇多津駅南口	0.4	27.6

申請番号3 丸亀東線停留所区間表

(新)

	下り			上り	
バス停留所名	区間km	累計km	バス停留所名	区間km	累計km
宇多津駅北口	0,0	0,0	三谷団地前	0,0	0,0
宇多津浜二番丁	0,5	0,5	青石	0,6	0,6
四国水族館	0,5	1,0	いもじ原	0,7	1,3
新聞放送会館	1,8	2,8	亀山団地	0,9	2,2
オークラホテル前	1,6	4,4	久米氏	0,4	2,6
東汐入川けんこう公園前	1,7	6,1	県営団地	0,7	3,3
御供所児童公園前	0,4	6,5	一里塚	0,5	3,8
南条町	1,5	8,0	峯道	0,4	4,2
丸亀駅	0,3	8,3	楠見	0,4	4,6
南条町	0,3	8,6	飯山市民総合センター	0,8	5,4
市役所・シアターマド・マルタス前	0,6	9,2	JA坂本店前	0,4	5,8
			山の谷	0,3	6,1
丸亀城前	0,7	9,9	島田	1,0	7,1
労災病院	0,4	10,3	下法軍寺	0,5	7,6
渡場	0,6	10,9	樋の口	1,0	8,6
蓬莱橋	0,7	11,6	真時	0,6	9,2
東新開	0,5	12,1	飯山総合学習センター	0,4	9,6
田潮八幡口	0,4	12,5	丸亀自動車学校	0,3	9,9
土器本村	0,3	12,8	山根東	0,4	10,3
土器団地	0,5	13,3	珠光園	0,3	10,6
長友団地	0,5	13,8	飯野山登山口	0,5	11,1
吉岡西	0,4	14,2	ふれあいセンターいいの	0,7	11,8
吉岡	0,7	14,9	西分	0,6	12,4
西分	0,4	15,3	吉岡	0,4	12,8
ふれあいセンターいいの	0,6	15,9	吉岡西	0,7	13,5
飯野山登山口	0,7	16,6	長友団地	0,4	13,9
珠光園	0,5	17,1	土器団地	0,5	14,4
山根東	0,3	17,4	土器本村	0,5	14,9
丸亀自動車学校	0,4	17,8	田潮八幡口	0,3	15,2
飯山総合学習センター	0,3	18,1	東新開	0,4	15,6
真時	0,4	18,5	蓬莱橋	0,5	16,1
樋の口	0,6	19,1	渡場	0,7	16,8
下法軍寺	1,0	20,1	労災病院	0,6	17,4
島田	0,5	20,6	丸亀城前	0,4	17,8
山の谷	1,0	21,6	市役所・シアターマド・マルタス前	0,6	18,4
JA坂本店前	0,3	21,9			
飯山市民総合センター	0,4	22,3	南条町	0,7	19,1
楠見	0,8	23,1	丸亀駅	0,3	19,4
峯道	0,4	23,5	南条町	0,3	19,7
一里塚	0,4	23,9	御供所児童公園前	1,5	21,2
県営団地	0,5	24,4	東汐入川けんこう公園前	0,4	21,6
久米氏	0,6	25,0	オークラホテル前	1,7	23,3
亀山団地	0,4	25,4	新聞放送会館	1,6	24,9
いもじ原	0,9	26,3	四国水族館	1,6	26,5
青石	0,6	26,9	宇多津浜二番丁	0,7	27,2
三谷団地前	0,8	27,7	宇多津駅北口	0,5	27,7

申請番号3 丸亀東線停留所区間表

(旧)

	下り			上り	
バス停留所名	区間km	累計km	バス停留所名	区間km	累計km
宇多津駅北口	0,0	0,0	三谷団地前	0,0	0,0
宇多津浜二番丁	0,5	0,5	青石	0,6	0,6
四国水族館	0,5	1,0	いもじ原	0,7	1,3
新聞放送会館	1,8	2,8	亀山団地	0,9	2,2
オークラホテル前	1,6	4,4	久米氏	0,4	2,6
東汐入川けんこう公園前	1,7	6,1	県営団地	0,7	3,3
御供所児童公園前	0,4	6,5	一里塚	0,5	3,8
南条町	1,5	8,0	峯道	0,4	4,2
丸亀駅	0,3	8,3	楠見	0,4	4,6
南条町	0,3	8,6	飯山市民総合センター	0,8	5,4
丸亀通町	0,4	9,0	JA坂本店前	0,4	5,8
丸亀市役所前(マルタス前)	0,5	9,5	山の谷	0,3	6,1
丸亀城前	0,3	9,8	島田	1,0	7,1
労災病院	0,4	10,2	下法軍寺	0,5	7,6
渡場	0,6	10,8	樋の口	1,0	8,6
蓬莱橋	0,7	11,5	真時	0,6	9,2
東新開	0,5	12,0	飯山総合学習センター	0,4	9,6
田潮八幡口	0,4	12,4	丸亀自動車学校	0,3	9,9
土器本村	0,3	12,7	山根東	0,4	10,3
土器団地	0,5	13,2	珠光園	0,3	10,6
長友団地	0,5	13,7	飯野山登山口	0,5	11,1
吉岡西	0,4	14,1	ふれあいセンターいいの	0,7	11,8
吉岡	0,7	14,8	西分	0,6	12,4
西分	0,4	15,2	吉岡	0,4	12,8
ふれあいセンターいいの	0,6	15,8	吉岡西	0,7	13,5
飯野山登山口	0,7	16,5	長友団地	0,4	13,9
土器団地	0,5	17,0	土器団地	0,5	14,4
土器本村	0,3	17,3	土器本村	0,5	14,9
田潮八幡口	0,4	17,7	田潮八幡口	0,3	15,2
東新開	0,3	18,0	東新開	0,4	15,6
蓬莱橋	0,4	18,4	蓬莱橋	0,5	16,1
渡場	0,6	19,0	渡場	0,7	16,8
労災病院	1,0	20,0	労災病院	0,6	17,4
丸亀城前	0,5	20,5	丸亀城前	0,4	17,8
丸亀市役所前(マルタス前)	1,0	21,5	丸亀市役所前(マルタス前)	0,3	18,1
丸亀通町	0,3	21,8	丸亀通町	0,5	18,6
南条町	0,4	22,2	南条町	0,4	19,0
丸亀駅	0,8	23,0	丸亀駅	0,3	19,3
南条町	0,4	23,4	南条町	0,3	19,6
御供所児童公園前	0,4	23,8	御供所児童公園前	1,5	21,1
東汐入川けんこう公園前	0,5	24,3	東汐入川けんこう公園前	0,4	21,5
オークラホテル前	0,6	24,9	オークラホテル前	1,7	23,2
新聞放送会館	0,4	25,3	新聞放送会館	1,6	24,8
四国水族館	0,9	26,2	四国水族館	1,6	26,4
宇多津浜二番丁	0,6	26,8	宇多津浜二番丁	0,7	27,1
宇多津駅北口	0,8	27,6	宇多津駅北口	0,5	27,6

報告第1号 地域公共交通確保維持改善事業 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

令和8年9月6日より、シビックロータリー(新市民会館北側)供用開始に伴い、バス停留所の新設及び廃止、運行ルートの変更を行います。
ついては補助系統のキロ程が申請時より変わりましたので、以下のとおり変更申請いたしますことを報告いたします。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

(変更後)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
丸亀市	丸亀市	(1) 本島コミュニティバス	本島港	笠島	本島港	往15.1km 循環	365日	2,226回			路線定期運行	②(1)	本島港において本 島汽船と接続	③
	琴参バス(株)	(2) 綾歌宇多津線	綾歌市民総 合センター	郡家郵便局	宇多津 駅南口	往27.1km 復27.1km	365日	1637.5回			路線定期運行	①	丸亀駅にて補助対象地域 間幹線系統丸亀垂水線他 2路線と接続	③
	琴参バス(株)	(3) 丸亀東線	三谷田地前	飯山市民総 合センター	宇多津 駅北口	往27.7km 復27.7km	365日	1,700回			路線定期運行	①	丸亀駅にて補助対象地域 間幹線系統丸亀垂水線他 2路線と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(変更前)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
丸亀市	丸亀市	(1) 本島コミュニティバス	本島港	笠島	本島港	往 5.1km 循環	365日	2,226回			路線定期運行	②(1)	本島港において本 島汽船と接続	③
	琴参バス(株)	(2) 綾歌宇多津線	綾歌市民総 合センター	郡家郵便局	宇多津 駅南口	往25.8km 復26.1km	365日	tousyo			路線定期運行	①	丸亀駅にて補助対象地域 間幹線系統丸亀垂水線他 2路線と接続	③
	琴参バス(株)	(3) 丸亀東線	三谷田地前	飯山市民総 合センター	宇多津 駅北口	往27.6km 復27.6km	365日	1,700回			路線定期運行	①	丸亀駅にて補助対象地域 間幹線系統丸亀垂水線他 2路線と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						